

投票日時・11月18日(日)午前7時～午後8時

栃木県知事選挙のお知らせ



下野市で投票できる人

平成4年11月19日以前に生まれた方で、平成24年7月31日までに転入の届出をし、下野市に引き続き住んでいる方。(投票する前に栃木県外の市区町村へ転出した方は、投票できません。)

最近、転入された方へ

栃木県内の市町から転入された方で、平成24年8月1日以降に転入の届出をした方は、これまで住んでいた市町の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地の市町で投票することができます。

ただし、住所移転は市町を単位として1回に限り、市町長の発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」(無料)が必要です。

なお、平成24年8月1日以降に栃木県外の市区町村からの転入の届出をされた方は今回の栃木県知事選挙の投票はできません。

市内転居の予定がある方へ

10月12日以降に転居の届出をした方は、これまでの住所地の投票所で投票することになります。(入場券

をよくご確認ください。

投票所入場券について

投票所入場券は、1枚の葉書で、同一世帯員2人分の入場券を郵送します。(有権者が3人以上の世帯は、複数枚に分かれます。)

この葉書は圧着式となっておりますので、ゆっくりとはがして開封してください。

※投票の際は、入場券を1人分ずつ切り離して持参してください。

※入場券は11月1日に発送します。

投票所について

平成23年4月10日執行の栃木県議会議員選挙時に、市内全域を対象に投票区の見直しを行いました。

入場券が届きましたら、必ず開封し、記載されている投票所名をご確認ください。

各投票区の投票区域や投票所については、次頁の当日投票所一覧をご覧ください。

開票について

開票は11月18日(日)午後8時50分から、国分寺公民館大ホールにて行います。

また、投票状況については、随時、市ホームページやとちぎテレビデータ放送にてお知らせします。

期日前投票について

投票日に予定があり、投票できないと見込まれる方は、期日前投票をご利用ください。

○期日前投票期間

11月2日(金)～17日(土)の毎日、午前

8時30分～午後8時

○期日前投票所

次の3施設のどこでも投票できます。

- ・国分寺公民館

- ・石橋庁舎(駐車場内プレハブ室)

- ・南河内庁舎(別館会議室)

※入場券がお手元に届いている場合はお持ちください。

このとき、予め入場券裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」欄に記入してお持ちいただくと、受付が早く済みます。(記入の際は、ご家族の入場券と間違えないようにご注意ください。)

選挙公報の配布について

候補者の政見等を記載した選挙公報を新聞折り込みにより各世帯へ配布します。

新聞未購読の方は、お手数ですが、

市選挙管理委員会へご連絡ください。

郵送によりお送りします。

また、市ホームページに掲載するほか、次の施設にも配置しますので

ご利用ください。

○選挙公報配置場所

市役所各庁舎・市公民館・市図書館・生涯学習情報センター・ゆうゆう館・きらら館・ふれあい館・オアシスポップ館・市内郵便局・市内金融機関・市内コンビニエンスストア(一部)

不在者投票について

○病院や老人ホーム等での不在者投票

都道府県から指定を受けている病院や老人ホーム等に入院または入所されている方は、その施設内で投票することができますので、お早目に施設管理者に申し出てください。

○郵便による不在者投票

一定基準以上の障がいや要介護区分に該当する方は、郵便により投票することができます。この不在者投票は、予め「郵便投票証明書」の交付を受けることが必要ですので、お早目に市選挙管理委員会までお問い合わせください。

○他の市区町村での不在者投票

出張や旅行などで、他の市町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会での不在者投票することができます。

この不在者投票は、郵便でのやりとりが数回必要になるため、日数を要しますから、お早目に市選挙管理委員会までお問い合わせください。